コンテンツモデレーションと 著作権侵害責任

ユーザーの利益確保の視点から

情報通信法学研究会 メディア法分科会 (2023.9.29) 東京大学大学院情報学環准教授 酒井 麻千子 m-sakai@iii.u-tokyo.ac.jp

1. はじめに

- 2. EUデジタル単一市場著作権指令17条
- 3. CJEUによるDSMCD17条の評価: Case C-401/19
- 4. 著作権サービスプロバイダ責任法 (ドイツ)
- 5. 検討・日本への示唆

Index

はじめに

前提

- コンテンツ共有プラットフォームでは、ユーザにより大量のコンテンツが 生成・アップロードされており、その中には他人の名誉を毀損する表現・ 誹謗中傷表現、他人の著作権を侵害するものも
- コンテンツ共有サービス提供者(サービスプロバイダ)による対応 コンテンツの検出・削除/ユーザアカウント凍結etc.

(本報告における) コンテンツモデレーション

- サービスプロバイダが自らのプラットフォーム上を流通する違法有害なコンテンツを検出し、当該コンテンツの削除やアップロードの防止、アカウント凍結等の対応を行うこと
 - コンテンツモデレーションを効果的に行うための技術発展 フィルタリング技術:自動的に違法コンテンツを検出し、プラット フォーム上から取り除く技術(ex. YouTubeのContent IDなど)

- 従来:サービスプロバイダは、権利者からの通知等によって侵害を認識したのちにコンテンツ削除等の措置を迅速に行うことで、侵害に対する法的責任を負わない
- 現在:プラットフォーム上のコンテンツ流通に対するサービスプロバイダ の責任を強化し、サービスプロバイダがより積極的にコンテンツモデレー ションを行い、侵害を事前に予防・抑制する対応をより強く求める傾向
 - 著作権法:サービスプロバイダに対し、著作権侵害の抑制義務を強化する法規制が諸外国で求められ、実際にEU諸国ではEU指令をもとに法改正が進む
 - フィルタリング技術の導入は義務ではないものの、ある意味暗黙の前提となっている
 - 技術的に発展途上なので、本来違法ではない利用態様で作成されたコンテンツ も取り除かれる可能性がある/コンテンツの流通監視を伴うといった観点から 批判(ユーザの表現の自由・プライバシー)
- コンテンツモデレーションを伴うプラットフォーム規制を深化させていく上で、権利者側の利益、サービスプロバイダの利益のみならず、ユーザの利益をいかに考慮して設計を行うか?

本報告の目的

- サービスプロバイダに対する各種規制において、ユーザーの利益はいかに考慮されているか/考慮すべきか?
 - EUのデジタル単一市場著作権指令(DSMCD)17条をめぐる議論

Directive (EU) 2019/790 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 on copyright and related rights in the Digital Single Market and amending Directives 96/9/EC and 2001/29/EC.

● 当該指令の国内法化におけるドイツの著作権サービスプロバイダ責任法 (UrhDaG)

Gesetz über die urheberrechtliche Verantwortlichkeit von Diensteanbietern für das Teilen von Online-Inhalten, vom 31. Mai 2021 (BGBl. I S. 1204, 1215).

● これらを検討し、日本への示唆を得ようとするもの

EUデジタル単一市場著作権指令(DSMCD)

- 2019年5月17日公布、6月6日施行
 - 各加盟国は2021年6月7日までに国内法化
- 本報告に関係するのは17条
 - 著作権等で保護されるコンテンツのオンラインサービスによる利用の うち、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダ(OCSSP: 2条6 項)を対象とする規定
 - プロバイダが営利目的で企画し展開する、利用者によってアップロードされた著作権により保護される著作物または他の保護対象物を大量にストックし、かつそれらへのアクセスを公衆に提供することをその主な目的または主な目的の1つとする、情報社会サービスのプロバイダ(2条6項第1段落)
 - 非営利目的のオンライン百科事典・教育学術レポジトリ、オープンソフトウェアの開発・共有プラットフォーム等は対象外(2条6項第2段落)

DSMCD17条の背景

- いわゆる「Value Gap」問題
 - サービスプロバイダがコンテンツ共有から得る収益と、権利者に還元 される収益との間で著しい不均衡が存在
 - 要因:EU電子商取引指令14条のセーフハーバー条項のもとで、サービスプロバイダの責任が限定:いわゆるNotice & Takedown
 - 違法コンテンツが放置されやすい状況
 - 大量のコンテンツが流通する中で、権利行使のためのコストが高い
- サービスプロバイダの責任制限に係る要件を厳しくして、権利者 への利益還元を図る仕組みを作ることが目指される

DSMCD17条の構造

- ユーザによりアップロードされた著作物等へのアクセスを公衆に与えているOCSSPは、公衆への 伝達行為または公衆に利用可能にする行為の主体である(1項第1段落)
- 電子商取引指令14条に基づくホスティングプロバイダとしての免責を受けられない(3項)
- OCSSPはライセンス契約の締結等を通じて権利者から許諾を得なければならない(1項第2段落)
- 許諾を得られない場合、OCSSPは以下の要件を満たさない限り無許諾公衆伝達等に関する責任を 負う(4項)
 - (a) 許諾を得るために最善の努力(best efforts)をしたこと
 - (b) 権利者が関連する必要な情報をサービスプロバイダに提供した特定の著作物および他の保護対象物を、確実に利用できないようにするため、専門家としての注意に求められる高度の業界水準に従って、最善の努力をしたこと
 - (c)通知された著作物または他の保護対象物へアクセスできないようにするため、またはウェブサイトからそれらを削除するため、十分に理由を示した権利者からの通知を受領した後直ちに、迅速に対応し、かつ(b)に従ってそれらが将来アップロードされないよう防止する最善の努力をしたこと(=いわゆるステイダウン)
- OCSSPの規模に応じた責任の調整(5項・6項)
- 一般的監視義務の否定(8項第1段落)

DSMCD17条の構造

- OCSSPと権利者との協力は、利用者によってアップロードされた著作物または他の保護対象物の 利用可能性を妨げる結果を招来してはならない(7項第1段落)
- ユーザが生成コンテンツをアップロードし利用可能にする際、以下の既存の例外または制限を援用できることを保証しなければならない(7項第2段落)
 - (a) 引用、批評、レビュー
 - (b) カリカチュア、パロディ、パスティーシュ
- ユーザに対する救済手続の確保(9項)
 - ユーザによってアップロードされた著作物または他の保護対象物へのアクセスを不可能にすることまたは それらの削除に関する紛争が発生した場合に、ユーザが利用できる効果的かつ迅速な不服申立および是 正手続をOCSSPが導入すること(9項第1段落)
 - 不服に対してアクセス不能or削除決定する場合、自然人による審査の対象とする(9項第2段落第2文)
 - 紛争解決のために裁判外の救済手続を利用できることを保証しなければならない(9項第2段落第3文)
 - 著作権および隣接権に対する例外または制限の享受を主張するために、ユーザが裁判所またはその他の 管轄を有する司法当局を利用できることを保証しなければならない(9項第2段落第5文)
 - OCSSPは、ユーザがEU法で規定される著作権等に対する例外または制限に基づき、著作物等を使用できることを利用規約でユーザに通知しなければならない(9項第4段落)
- 利害当事者間における意見交換の場(10項)

17条 (特に4項) をめぐる議論

- 肯定派:権利者の著作権保護にとって4項のOCSSPの義務は 適切である/フィルタリングの導入は基本権上の懸念を即座 に生じさせるものではない(複数の基本権のバランス判断)
 - ALAI (2020); Müller-Terpitz (2020)
- 否定派:事実上フィルタリング技術の導入が必要なので、技術によっては本来適法なアップロード行為も止められてしまい、ユーザの表現の自由に対する萎縮効果が発生しうる
 - Geiger/Jütte(2021); Quintais et al. (2022); The European Copyright Society(2020)
 - YouTubeのContent IDで現実的に過剰なコンテンツブロッキングが 生じているという懸念

Case C-401/19 (Poland v. Parliament and Council)

- 2019年7月、ポーランドは欧州司法裁判所において取消訴訟 (Action for annulment)を提起
 - DSMCD17条4項(b)及び(c)を無効にしてデータベース指令(Directive 96/9/EC)及び情報社会指令(Directive 2001/29/EC)を改正すること、また代替案として、裁判所が当該規定をその実質を変更することなくDSMCD17条の他の規定から切り離すことができないと考える場合、17条を全体として無効にすることを求めた
 - 主張の要点: OCSSPが免責されるためには、コンテンツの流通に関して予防的に監視をする必要があり、そのためには事実上アップロードフィルター等のツールを使用しなければならないため、17条4項(b)及び(c)の規定は表現及び情報の自由に対する制限を構成し、当該制限の正当化もできない
- 2022年4月26日、欧州司法裁判所は結論としてポーランドの 訴えを棄却する判決(ECLI:EU:C:2022:297)

17条の責任レジームが表現及び情報の自由に関する権利行使を制限するか?

- 裁判所:肯定
 - オンラインコンテンツ共有プラットフォームを介したインターネット上の情報 共有は、EU基本権憲章11条及び欧州人権条約10条の範囲に含まれる(para45)
 - DSMCDにおいてOCSSPが免責されるためには、17条4項(b)及び(c)に規定された、権利者からの情報又は通知の受領を条件に、当該OCSSPがプラットフォーム上でユーザーがアップロードを希望するコンテンツの事前審査(prior review)を実施することを事実上義務付けている(para53)
 - さらに事前審査の実施のために、自動的な検出・フィルタリングツールを使用することが要求されている(para54)
 - →したがって、OCSSPに関してDSMCD17条4項に定められた特定の責任レジームは、「EU基本権憲章11条で保障されている、コンテンツ共有サービスの利用者の表現及び情報の自由に関する権利の行使に対する制限を伴うと結論づけなければならない」(para58)

- 基本権憲章52条1項:同憲章が認める権利及び自由の行使に対するいかなる制限 も、(1)法によって規定され、かつ、(2)これらの権利及び自由の本質を尊重 するものでなければならないとし、(3)比例原則に従い、制限は、それが必要で あり、欧州連合が認める一般的利益の目的または他者の権利及び自由を保護する必 要性に真に合致する場合に限り設けることができる
- (1)について:当該制限がDSMCD17条4項(b)及び(c)で規定。OCSSPが採るべき実際の措置を 規定しないが、これはOCSSPの状況や技術発展に対応するためで、規定が開かれた条件で策 定されることは妨げられていない(para72-75)
- (2)について: EU基本権憲章11条に謳われているサービス利用者の表現及び情報の自由に関する権利と、問題となっている様々な権利利益との間の公正なバランスを保護するため、DSMCD17条7項・9項及びリサイタル66・70が置かれ、4項(b)及び(c)が「OCSSPに課された義務の履行において、著作権及び隣接権を侵害しないコンテンツを当該プラットフォームで共有するユーザーの基本権の本質に影響を与えるような措置を講じることに繋がってはならない」とする(para80)

- (3)について:
- DSMCD17条でOCSSPに課される義務は、「著作権に関して十分に機能する公正な市場の達成に貢献するような方法で知的財産権が保護されることを確保することを求める」ためのものであり、そのために17条4項で規定された責任レジームは、手段の適合性だけでなく必要性も満たすものである(para82-83)
 - ポーランド共和国が提案した代替メカニズムでは、確かにユーザーの表現及び自由の権利の行使にとって制限の少ない措置ではあるものの、DSMCDで採用された責任レジームと比べ知的財産権の保護という観点で効果的でない(para83)

- (3)について (続):
- DSMCD17条でOCSSPに課される義務が、ユーザの表現及び情報の自由を不当に制約するものか否かにつき、以下の6点を考慮
 - ①DSMCD17条7項及び9項、リサイタル66及び70の説明から、EUの立法府は、アップロード時に合法的なコンテンツをフィルタリングしてブロックする措置を除外していること(para85-86)。
 - ②同17条7項第2段落で、引用・批評・カリカチュア・パロディ・パスティーシュといった特定の目的のためにユーザーが作成したコンテンツをアップロードし、利用可能にする権限を確保するよう加盟国に求めていること(para87)。さらに利用者の権利の確保という意味では、同17条9項第4段落で、EU法に規定される著作権及び隣接権の例外または制限の下、著作物等を利用できることを、OCSSPは利用規約でユーザーに通知するよう求めていること(para88)。
 - ③特定のコンテンツを利用できなくするOCSSPの責任は、当該権利者が当該コンテンツに関連する必要な情報を提供することが条件であること(para89)。
 - ④同17条8項は、一般的監視義務を否定することで「オンラインコンテンツ共有サービスのユーザーの表現及び情報の自由に関する権利が守られることを確保するための追加的な保護措置を提供している」こと(para90)。
 - ⑤同17条9項第1段落及び第2段落は、同17条7項及び8項に規定された内容に追加して、様々な手続き上の保護措置を導入しており、これによって、OCSSPが誤って、または不当に合法コンテンツをブロックするといった場合に、ユーザーの表現及び情報の自由を保護することが可能であること(para93)。
 - ⑥同7項~9項に規定された保護措置を補足するものとして、同17条10項はOCSSPと権利者の協力のためのベストプラクティスを議論する関係者対話の開催等を義務付けていること(para96-97)。

- 以上から、DSMCD17条4項、特に(b)及び(c)で規定された免責要件から生じるOCSSPの義務は、基本権憲章11条によって保護される当該サービスのユーザーの表現及び情報の自由に関する権利の尊重を確保し、そして当該表現及び情報の自由に関する権利と、同憲章17条2項で保護される知的財産権との公正なバランスを確保するために、EUの立法府による適切な保護措置を伴っている、とした(para98)
- その上で、裁判所は、加盟国はDSMCD17条を国内法に移植する際、「憲章によって保護される様々な基本権の間で公正なバランスを取ることを可能にする当該規定の解釈に基づいて行動するよう注意」しなければならず、さらに「加盟国の当局と裁判所は、同規定と整合する方法で国内法を解釈するだけでなく、これらの基本的権利や、比例原則などのEU法の他の一般原則と抵触するような同規定の解釈に基づいて行動しないようにしなければならない」点にも言及している(para99)

判決の検討

- 17条4項で規定された免責要件から生じるOCSSPの義務がユーザーの表現及び 情報の自由を侵害するか否かを判断するにあたって、17条7項から10項に挙げ られた規定を十分に考慮しなければならない
- 国内法化にあたっては、単に規定を導入するだけでなく、様々な基本権の間で 公正なバランスを取ることを可能にするように、当該規定の解釈に基づいて行 動することが求められる
- 利用者の利益を確保する救済手段として、事後的な不服申立や救済の仕組みに のみ依存するような17条の解釈の可能性を否定
 - Cf. スペイン・フランス・ポルトガルが主張した立場
 - 事前の救済=フィルタリング技術にかかる措置を検討し、適切に規律する必要がある
 - 8項・9項は「追加的」規定である

著作権サービスプロバイダ責任法 (UrhDaG)

- 2021年5月31日制定、同8月1日施行
 - 通称Urheberrechts-Diensteanbieter-Gesetz (UrhDaG)
- DSMCD17条を国内法化したもの
 - 著作権法の関連箇所を修正するのではなく、新法制定
 - 条文の規定を文字通り組み込むのではなく、実体的・手続的規定を 通じて指令の要件を具体化することを目指す
 - DSMCDで規定された範囲を超えるものも:"Sonderweg"

UrhDaGの構造 (DSMCDとの比較)

	DSMCD	UrhDaG
対象となるサービスプロバイダの定義	2条6項(OCSSP)	2条1項(Dienstanbieter)
サービスプロバイダが公衆への伝達等行為の主体となること	17条1項第1段落	1条1項
ライセンス契約等許諾を得ること	17条1項第2段落	4条(+適切な報酬)
ホスティングプロバイダとしての免責×	17条3項	1条3項
許諾を得るための最善の努力	17条4項(a)	1条2項+4条
確実に利用できないようにするための最善の努力	17条4項(b)	1条2項+7条1項
ステイダウン措置	17条4項(c)	1条2項+8条1項
利用者によってアップロードされた著作物等の利用可能性を 妨げないようにする	17条7項第1段落	7条2項・8条2項
権利制限規定との調整	17条7項第2段落	5条(+適切な報酬)
救済措置	17条9項	13条以下

UrhDaGの構造

- UrhDaG独自の規定
 - サービス提供者が権利者へ適切な報酬を支払う規定(4条3項・5条 3項・12条1項)
 - 「推定された適法利用(mutmaßlich erlaubte Nutungen)」に関する規定(9条以下)
 - 「推定された適法利用」の場合、14条の不服申立て手続の結論がでるまで公に伝達される(9条1項)
 - ユーザーによってアップロードされたコンテンツのうち、著作物の利用が半分以下で、著作物と他のコンテンツを組み合わせていて、かつ著作物の利用がわずかである(10条)または法的許諾がある(11条)場合、その使用は適法であると反証的に推定される(9条2項)

UrhDaGとユーザの利益の考慮

- 前提:今後フィルタリング技術の使用が不可避であると想定される中で、ユーザの利益を意識すること
 - フィルタリングシステムの使用によって、権利者側がエンフォースメントにかかる負担はかなり低くなる一方で、過剰なブロッキング等を通じて利用者の利益は根本的に損なわれる危険がある
- 以下の観点から考慮
 - サービス提供者に課せられた義務によって、法律で利用が認められたユーザーまたは 権利侵害のないユーザーがアップロードしたコンテンツを利用できなくする結果をも たらさないこと(7条2項・8条2項)
 - 事前の救済:5条+9条
 - 自動化されたシステムでは、コンテンツの認識はできても、適法であるとする文脈を認識し、それらを的確に処理することが難しいという指摘→オーバーブロッキングの懸念
 - 実質的に、適法なコンテンツを流通させるためのフィルタリング技術の設計を求めるもの
 - 事後の救済:13条
 - コンテンツがブロッキングされた場合にサービス提供者は直ちにユーザーに通知する(7条3項)
 - 迅速な不服申立手続の導入(14条1項)、裁判外での解決手段(16条)
 - 濫用に対する措置(18条)

適切なフィルタリング技術の設計

- C-401/19:事前のフィルタリング技術にかかる措置の検討
- UrhDaG:9条以下によって、適法利用と思われるコンテンツをブロック しない技術の設計を実質的に求めている
 - 独自規定であるUhrDaG9条の是非についてはドイツ国内でも見解が分かれており、批判的な意見も(ex.Lennartz/Möllers(2021))
 - 最近はC-401/19での判断を踏まえ、より好意的に評価すべきであるという声が強いように思われる (ex. Leistner(2022), Husovec(2023))
- 実際問題として、不服申立・救済システムがユーザによってほとんど利用されていない実態を鑑みると歓迎すべき(Quintais et al. (2022))
- 他方、フィルタリング技術の適切な設計をサービスプロバイダにどのように求めるか?という問題(制裁措置・救済措置の欠如)
 - 公法上の制裁を含め、利用者の利益を効果的に執行するためのメカニズムがない(cf. DSA49条, Brieske/Peukert(2022))
 - プラットフォームに対する規制全体を踏まえて適宜担保できる可能性(Husovec(2023))
 - DSAの諸規定における「超大規模オンラインプラットフォーム」への義務 (ex. リスク 軽減評価の実施)

「ユーザの権利」?と事後的救済

- C-401/19を含めたCJEUの判例における「ユーザの権利」
 - これらを踏まえつつ、権利制限規定をユーザの権利として構成する学説
 - UrhDaGの解釈においても、5条や9条の規定を利用者の権利(Nutzerrechte)と考える説
- ユーザは裁判手続を通じてサービスプロバイダへの法的請求が可能か?
 - 権利制限規定に基づくユーザの行為の貫徹をサービスプロバイダに請求する?
 - 通常、権利制限規定は「権利」ではなく「抗弁」と捉えられる
- UrhDaGとの関係
 - 例えば、7条2項・8条2項に基づいて法的請求が可能か?
 - →可能とする説がある一方、当該規定がサービス提供者の具体的な行動を要求するものではない ことから消極的に捉える見解もある
- まずはサービスプロバイダ内部の不服申立・救済システムの整備
 - DSAとの関係:紛争解決手段の設計

日本への示唆

- フィルタリング技術の導入の法定は現実的ではないものの、コンテンツ モデレーションのあり方に関する適切な方策は必要
- 1. サービスプロバイダが適切なフィルタリングシステムを設計・導入し、また サービス内部で不服申立て等の救済措置を適切な形で置くように方向づける ための方策
 - 著作権関連ではないものの、違法情報対策に関するプラットフォームサービスに関する研究会 (総務省)によるヒアリング・調査まとめにおいて、違法コンテンツの削除対応手法、異議申 立手続等に関するプラットフォーム事業者からのヒアリング等を行っている
- 2. (フィルタリングの導入に言及しないとしても)より強い努力義務をプロバイ ダに課すように法改正する場合
 - 事後的な救済措置もセットで必要:オーバーブロッキング等の不当な削除・アップロード不可 からコンテンツの公衆送信を回復させるユーザの請求権のようなものを想定しうるか
 - ダイレクトに権利構成を取れるか否かはともかく、プラットフォームの情報流通基盤としての性格を踏まえ、その役割を果たすための規制として(プラットフォームの参加者である)利用者の利益を考慮した規定を置く、などの構成?
 - 他方で、以前のプロ責法におけるカウンターノーティスの導入の是非に関する議論では否定的な意見(発信者=ユーザの通信の秘密侵害の可能性+著作権関係では、日本の権利制限規定の限定的規定ぶりの問題)

5. 検討・日本への示唆

- ALAI, Second Opinion on certain aspects of the implementation of Article 17 of Directive (EU) 2019/790 of 17 April 2019 on copyright and related rights in the digital single market, December 18, 2020, https://www.alai.org/en/assets/files/resolutions/200918-second-opinion-article-17-dsm_draft_en.pdf.
- Jasmin Brieske and Alexander Peukert, Coming into Force, Not Coming into Effect? The Impact of the German Implementation of Art. 17 CDSM Directive on Selected Online Platforms, 2(1)Weizenbaum Journal of the Digital Society, https://doi.org/10.34669/wi.wjds/2.1.4.
- The European Copyright Society, Comment of the European Copyright Society Selected Aspects of Implementing Article 17 of the Directive on Copyright in the Digital Single Market into National Law, 11JIPITEC 115 (2020).
- Christophe Geiger and Bernd Justin Jütte, Platform Liability Under Art. 17 of the Copyright in the Digital Single Market Directive, Automated Filtering and Fundamental Rights: An Impossible Match, 70(6) GRUR International 517 (2021).
- Franz Hofmann/Louisa Specht-Riemenschneider, Verantwortung von Online-Plattformen. Ein Plädoyer für ein funktionszentriertes Verkehrspflichtenkonzept, ZGE 2021, 48.
- Martin Husovec, Mandatory filtering does not always violate freedom of expression: important lessons from Poland v council and European parliament (C-401/19). 60(1) Common Market Law Review 173 (2023).
- Stavroula Karapapa, The Quotation exception under EU copyright law: paving the way for user rights, in: Eleonora Rosati (ed.), Routledge Handbook of EU Copyright Law, Routledge, 2021, pp.247-262.
- Matthias Leistner, The Implementation of Art. 17 DSM Directive in Germany A Primer with Some Comparative Remarks, 71(10) GRUR International 909 (2022).
- Jannis Lennartz and Christoph Möllers, Zur Unions- Und Verfassungsrechtlichen Zulässigkeit Der "mutmaßlich Erlaubten Nutzung" Im UrhDaG, 123 GRUR 1109 (2021).
- Toru Maruhashi, General Monitoring and Constructive Knowledge? Issues of Automated Content Moderation by Hosting Service Providers Under Japanese Law, in: Human Choice and Digital by Default: Autonomy vs Digital Determination, Springer International Publishing (2022), pp.144-158.
- Ralf Müller-Terpitz, Filter Als Gefahr Für Die Meinungspluralität? Verfassungsrechtliche Erwägungen Zum Einsatz von Filtertechnologien. ZUM 2020, 365.
- João Pedro Quintais, et.al, Copyright Content Moderation in the EU: An Interdisciplinary Mapping Analysis, reCreating Europe Report (August 2022), https://www.ivir.nl/publicaties/download/Copyright_Content_Moderation_In_The_EU.pdf.
- Eleonora Rosati, "Article 17—Use of Protected Content by Online Content-Sharing Service Providers." In: Copyright in the Digital Single Market: Article-by-Article Commentary to the Provisions of Directive 2019/790, Oxford University Press, 2021, pp.308-359.
- Jan Schillmöller/Steliyana Doseva, "Chilling Effects" Durch YouTubes Content ID?, MMR 2022, 181.
- Louisa Specht-Riemenschneider, Leitlinien zur Nationalen Umsetzung des Art. 17 DSM-RL aus Verbrauchersicht, 2020.
- Irini Stamatoudi and Paul Torremans, "Chapter17 THE DIGITAL SINGLE MARKET DIRECTIVE", in: I. Stamatoudi, P. Torremans(ed.), EU Copyright Law, edited by Irini Stamatoudi and Paul Torremans, 2021, 651–761.
- Malte Stieper, Vergüten Statt Verbieten Vergütungspflichten Im UrhDaG Nach Dem Regierungsentwurf Zur Umsetzung Der DSM-RL. ZUM 2021, 387.
- ●生貝直人·曽我部真裕=中川隆太郎「鼎談 EU 新著作権指令の意義」ジュリ1533号ii頁、52頁(2019年)
- ●作花文雄「『Digital Single Market』に向けてのEU著作権制度の現代化(続編)-EU域内の著作権制度の共通化によるコンテンツ流通の拡大と文化多様性の発展-」コピライト703号37頁(2019年)
- ●作花文雄「『Digital Single Market』に向けてのEU著作権制度の現代化(続編・その2)―違法コンテンツのフィルタリングと表現の自由等基本的権利の保護―」コピライト739号28頁(2022年)
- ●鈴木將文「著作物の利用に関するプラットフォーマーの役割と責任」パテント75巻11号155頁(2022年)

ご清聴ありがとうございました。